

教育長定例記者会見 会見録

日時：令和3年3月24日（水） 16時30分～

場所：教育委員室

発表項目

- ・ 公立学校職員および事務局職員の懲戒処分について

質疑事項

- ・ 今年度を振り返って
- ・ 県立学校教諭の差別発言に係る再調査について

発表項目

○公立学校職員および事務局職員の懲戒処分について

本日の教育委員会定例会で、懲戒処分に係る審議を行い、県立高校と埋蔵文化財センター職員の処分を行いました。先般、3月11日に懲戒処分を行ったところですが、本日、2件の処分を行うこととなり、公教育への信頼をさらに損ねる状況となり、県教育委員会を代表いたしまして、深くお詫び申し上げます。

事案の概要につきましては、このあと教職員課長から説明をいたします。私のほうからは、配付させていただきました資料の「今後の対応」について、まずご説明申し上げます。

県立学校の教職員による、児童生徒を著しく傷つける事案が相次いでおりますことから、各県立学校において、年度当初の職員会議で、全ての教職員に、あらためて服務規律の確保、児童生徒との適切な関わり方について徹底をいたします。加えて、期首面談におきまして、校長は教職員一人ひとりに、児童生徒との関わり方について確認をし、必要な指導を行います。

3月15日に、「三重県教育委員会コンプライアンス推進委員会」を設置いたしましたけれども、そこにおきまして、不祥事根絶のための総合的な対応策・取組を検討するとともに、全ての県立学校において「学校信頼向上委員会」を設けて、各学校としての取組事項を策定いたします。

今回の事案につきまして、全ての公立学校に周知いたしますとともに、市町教育長会議などを通じまして、服務規律の確保を徹底するなど、再発防止に取り組んでまいります。

事案の概要について教職員課長のほうから説明をいたします。

(教職員課長)

それでは、発表資料のほうをご覧くださいと思います。

まず、1つ目の県立学校の教諭の事案でございます。この事案につきましては、保護者の

方から、公表された内容から被害に遭った子どもの特定につながる恐れのあることは、絶対に避けてほしいというご希望がございました。何回かやりとりを重ねまして、その結果、学校の地域名、教諭の年齢、事案の発生した時期、生徒の学年の公表は、絶対に避けてほしいという強いご希望がございまして、この公表の内容となっております。ご理解をお願いいたします。

この事案は3回、別々の機会にあったということです。生徒については、同じ女子生徒1名に対する行為でございます。この教諭は、この女子生徒の授業を受け持っていた担当者です。いずれも放課後に、この生徒の方が、この教諭のところへ勉強に関する質問に来た際に、このような行為を行っております。教諭の行為を生徒が拒否をしなかったために、どこまで許されるか試しながら、こういう行為を重ねてしまったということです。

該当校の校長に対しましては、管理監督責任として文書訓告を行いました。

続きまして、2件目の埋蔵文化財センターの職員の事案でございます。この職員は、車をアパートの別の住人の方へぶつけてしまっているわけですが、その住人の方には、けがはありませんでした。ただ、その車の左後方部のドア付近が、かなり大きく破損してしまいました。それから、職員は必要な措置を行わずそのまま走行をしまして、田んぼに侵入して止まっております。それから、職員は車から出て道路まで歩いてきて、そこで倒れこみましたが、通りかかった人が119番通報をしてくれて、救急車で病院に搬送されました。

職員は、初め妻の車に衝突したということで、気が動転してしまってパニックとなったということで、この通りがかりの人に、119番通報をする前に、「大丈夫ですか。」と声をかけられているんですが、それまでの記憶がないというふうに、覚えていないというふうに言っております。ただし、あとから事故の状況を聞きまして、必要な措置を行わなかったということは認めております。

それから、この職員の年齢を50歳と書いておりますけれども、明日現在でも50歳でございます。

補足の説明は以上です。ご質問がある場合は、引き続き回答させていただきます。

発表項目に関する質疑

○公立学校職員および事務局職員の懲戒処分について

(質) まず教育長にお伺いをしたいんですけども、この前も4件の懲戒をして、今回も2件ということで、これだけこういう不祥事が相次ぐそもそもの原因というのは、どういったところにあるというふうにお考えでしょうか。

(答) 私どもも、職員の服務規律の確保については、毎年時期を捉えて数回、文書で徹底してきましたし、その事案が残念ながら生じた都度、その内容は周知してきたところですが、ただ今年度、本当に申し訳ないですが不祥事が続いているということで、特に児童生徒との関係について、本当に学習活動というのは信頼関係のもとに成り立つという中において

て、子どもたちを権利の主体、学ぶ主体としてきちんと認識したうえで行えているのかということ、それから、我々県の教育委員会事務局においても、本当にこれまでの不祥事の取組で、対応すべき事項が一過性に終わっていないのか、そのことが各学校、継続的に生かしているのかというところで、大きな課題があるというふうに認識をしたところです。ですので、県立学校における教職員一人ひとりの児童生徒との関わりにおける問題であるとか、学校における管理運営であるとか、それから県教育委員会の組織における課題ということで、大きくそのあたりが非常に大きな課題というふうに認識しております。

(質) コンプライアンスの推進委員会を、この前立ち上げられましたけども、その後も懲戒処分が出たということで、これを受けて推進委員会のあり方というか、進め方に何か変更はあつたりしますか。

(答) 推進委員会では、来年度の上半期には教職員向けのコンプライアンスのあり方であるとか、いろいろ注意すべき事項とかというのを、しっかり意識できるようなハンドブックのようなものを作って、周知徹底しようとしておりますので、そこの部分に、今回の事案における大きな課題もございますので、その課題を、反省のもとにしっかり二度とこういふようなことが起こらない、生かせるような形で、できるように取り組んでいきたいと思っております。

(質) 課長に1点お伺いしたいんですが、今回の件で、例えば刑事告発、告訴とかそういうことはされていないですかね、現状では。

(答 教職員課長) 今は、警察のほうにはお知らせはしています。そういう段階です。

(質) 警察のほうにお知らせしているというのは、どちらの事案ですか。

(答 教職員課長) わいせつ行為のほうです。2つ目の事案のほうも、警察は事故があったときには110番通報されて、その日には来ていただいて、警察も関わってはおります。

(質) 110番通報は、この埋蔵文化財センターの主幹はしていないから、ぶつけられた住人の方が通報したのか。

(答 教職員課長) 電話をしたのは、田んぼにはまって、通りかかった方が119番通報と一緒に110番通報もしていただいています。同時に両方通報していただいています。

(質) 細かいですけど、1つ目の事案のほうで警察に報告したのは、教育委員会のほうからされたということですか。

(答 教職員課長) そうです。保護者の方からは、警察のほうに被害届を出すつもりはないというふうには聞いているんですが、教育委員会のほうから警察のほうへそういうお知らせをする必要があるということは、ご理解いただいています。

(質) 埋蔵文化財センターの職員の方なんですが、警察に通報は行っているんですが、結果、行政罰ですとか刑事罰といったような、いわゆる道路交通法違反等々で、もう処罰は出ている状態ですか。

(答 教職員課長) 結果ですね、行政処分とか刑事処分は出ておりません。住人の方は怪我をされていなかったということで、物損事故の扱いになりまして、示談がきちんと交わさ

れば、そういう刑事処分までは至らないということで、きちんと示談で話し合ってくれ
ということ警察のほうから言われていて、現在は行政処分、刑事処分は行われておりま
せん。

(質) 今月の懲戒処分、教職員の懲戒処分って、これで何例目でしたっけ。

(答 教職員課長) 今月になりますと、今回の2件合わせますと6件。

(答) 前回4件と、今回2件と。

(質) 前の4件って教職員以外もいましたっけ。教職員というか学校の。

(答 教職員課長) 県立学校の教諭、それと小学校の臨時的任用講師、特別支援学校の教諭、
小学校の教諭で、教職員4件と今回2件。

(質) 今年度でいうと何件になりますか。

(答 教職員課長) 今年度でいうと、本日の2件合わせまして8件になります。

(質) このうちの懲戒免職は。

(答 教職員課長) 免職は、本日を入れまして4件になります。

(質) これは多いんですか。

(答 教職員課長) 昨年度は5件でした。すみません、懲戒処分は昨年度5件でした。

(質) 免職は何件でしょうか、昨年度。

(答 教職員課長) 昨年度は、免職は1件でした。

(質) 1件目のほうなんですけど、先程の「生徒が拒否しなかったためどこまで許されるか
(試しながら)、こういう行為を重ねてしまった。」というのは、これは本人がそういうふ
うに説明しているということによろしいでしょうか。

(答 教職員課長) そうです。

(質) なぜ、動機というか。

(答 教職員課長) もともとは生徒が質問に来てくれて、自分を頼ってくれる、慕ってくれ
るところで、そういった中で教えている中で、結果的にはそういった行為をしたこ
とは、欲求を抑えられなかったというか、そういうことを言っております。

(質) 欲求を抑えられなかったと。

(答 教職員課長) はい。

(質) この60代の男性教諭なんですけど、過去に同じような処分を受けていたりするん
ですか。

(答 教職員課長) 処分歴はこれまでございません。

(質) 1件目のほうで、これは女子生徒さんのほうからご相談があったんですか。

(答 教職員課長) そうですね。その最後の機会のあと、泣いて自宅のほうへ帰られて、保
護者が状況を聞いて、きちんと学校で担任の先生に報告して相談しなくてはだめだとい
うことで、担任から校長のほうへ話がたって、分かってきたということです。

その他の項目に関する質疑

○今年度を振り返って

(質) 今日、今年度最後の定例会見ということで、今年度1年の振り返りをお願いしたいんですけど、どういった1年だったかというのを教えてください。

(答) 今年度は、新型コロナウイルス感染症の影響というのが、学校にも大きく影響がございました。ちょうど1年前、休校措置をとらせていただいたということで、それが5月中旬、下旬まで続いてですね、そのあと分散登校であるとか、夏休みの短縮でありますとか、高校生にとってはインターハイが中止になったり、甲子園が中止になったりですね、こういった中で我々県教育委員会としても、何とか活躍の場をとということで独自大会をさせていただいたり、あるいは修学旅行についても、小中学校は県内と工夫されてやったり、私としても、新型コロナウイルスの、当初はなかなか状況が分からない中で、児童生徒の努力と保護者の理解も得ながらですね、感染症対策とそれから学びを少しでも継続するというのをやってきた1年かなというふうに思っております。それから、今回もそうですけれども、県民の方には大変申し訳ないですけれども、教職員の不祥事ですね、そういったものが極めて厳しい事案で、児童生徒の尊厳を傷つけるという本当にあってはならないことが重なってしまった1年ということでございました。本当に再発というつもりで、学校が子どもたちにとって、本当に安心して安全に学べる場にしていきたいという意気込みで、この1年の年度末に思っております。

○県立学校教諭の差別発言に係る再調査について

(質) これまで出てたら恐縮なんですけども、「マスクするわ」という発言の教員の方がいたと思うんですけど、調査され直して、処分の見直しもあり得るような流れだったかと思うんですけども、結果ってどうなっているんでしょうか。

(答) 今現在も、弁護士会にお願いして、2名の弁護士の方に第三者の立場で調査をしていただいているところです。内容はまだ、我々も第三者にお願いしているのでお聞かせいただけていないですけれども、もうすぐまとめていただけるというふうには聞いているんですけども、今現在は調査中というところです。

(質) 年度内ということですかね。もうすぐ終わるんですけども。

(答 教職員課長) そうですね、年度内を目途にまとめて、生徒さんと保護者の方に説明したいと聞いております。

以上、16時50分終了